

公 示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 25 日

第一管区海上保安本部長

澤井 俊（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 北海道檜山振興局

(2) 住所 北海道檜山郡江差町字陣屋町 3 6 3 - 3

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区域 北海道久遠郡せたな町沖合

(2) 期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

(うち 10 日間程度)

3 水路測量の実施方法

G N S S による測位、音響測深機による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量実施船は、水路業務法施行規則第 6 条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる。

